

こ支障第 125 号
6 初特支第 2 号
障障発 0425 第 1 号
令和 6 年 4 月 25 日

各都道府県知事
各指定都市市長
各都道府県教育委員会教育長
各指定都市教育委員会教育長 殿
附属学校を置く各国公立大学法人学長
構造改革特別区域法第 12 条第 1 項の
認定を受けた各地方公共団体の長

こども家庭庁支援局障害児支援課長
文部科学省初等中等教育局特別支援教育課長
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長

地域における教育と福祉の一層の連携等の推進について（通知）

こども基本法（令和 4 年法律第 77 号）第 9 条第 1 項に基づくこども大綱（令和 5 年 12 月 22 日閣議決定）においては、常にこども（若者を含む。以下同じ）の最善の利益を第一に考え、こども・子育て支援に関する取組・政策を我が国社会の真ん中に据え、こどもを権利の主体として認識し、こどもの視点で、こどもを取り巻くあらゆる環境を視野に入れ、こどもの権利を保障し、誰一人取り残さず、健やかな成長を社会全体で後押しすることにより、「こどもまんなか社会」を実現していくこととされています。

特に、障害や発達に特性のあるこどもやその家族への教育と福祉等が連携した支援については、障害や発達の特性を早期に発見・把握し、適切な支援・サービスにつなげていくとともに、乳幼児期・学童期・思春期の支援から一般就労や障害者施策への円滑な接続・移行に向けた準備を、保健、医療、福祉、保育、教育、労働など関係者の連携の下で早い段階から行っていくこととされており、こども大綱やこども未来戦略（令和 5 年 12 月 22 日閣議決定）においてもその旨盛り込まれたところです。

こうした中、教育と福祉の連携の下での様々な取組について、障害福祉サービス等報酬改定や予算事業等により支援の充実を図っているところ、下記のとおり、その概要と連携のポイントや留意点等を整理しました。

これまでの間、「教育と福祉の一層の連携等の推進について」（平成 30 年 5 月 24 日付け 30 文科初第 357 号、障発 0524 第 2 号、文部科学省初等中等教育局長、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知。以下「平成 30 年通知」という。）に基づき、教育と福祉の連携による取組を進めていただいているところ、更なるこども施策の充実を図る観点から、本通知を踏まえながら、各種の制度・事業を積極的に活用し、より一層の連携による取組を進めていただきたく、お願いい

たします。

各都道府県におかれては、貴管内市町村（指定都市を除き、特別区を含む。）及び関係機関等に対して、各都道府県教育委員会におかれては、所管の学校及び域内の市町村教育委員会に対して、各指定都市におかれては関係機関等に対して、各指定都市教育委員会におかれては、所管の学校に対して、各都道府県知事及び構造改革特別区域法（平成 14 年法律第 189 号）第 12 条第 1 項の認定を受けた地方公共団体の長におかれては、所轄の学校及び学校法人等に対して、各国立大学法人学長におかれては、附属学校に対して、このことを十分周知し、本通知の運用に遺漏のないよう御配慮をお願いいたします。

別添 1 令和 6 年度障害福祉サービス等報酬改定・各種加算の概要

別添 2 事務連絡「個別サポート加算（Ⅲ）」

別添 3 予算事業の概要

記

1. 福祉分野における教育との連携推進の取組

福祉分野においては、令和 6 年度障害福祉サービス等報酬改定において、下記のとおり、

- ・ 質の高い発達支援の提供を推進する観点から「（1）関係機関との連携の強化」及び「（2）将来の自立等に向けた支援の充実」に、
- ・ 支援ニーズの高い児への支援を充実する観点から「（3）継続的に学校に通学できない児童への支援の充実」及び「（4）強度行動障害を有する児への支援の充実」に、
- ・ インクルージョンを推進する観点から「（5）インクルージョンの取組の推進」及び「（6）保育所等訪問支援の充実」に、
- ・ 入所施設における地域生活に向けた支援や相談支援の充実の観点から「（7）地域生活に向けた支援の充実」及び「（8）相談支援の充実」に、

取り組むこととしている。

障害児通所支援事業所や障害児入所施設と利用契約を行っている障害児に対して、当該障害児が日々通う保育所、幼稚園、認定こども園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、高等課程を置く専修学校、各種学校、放課後児童クラブ等（以下「学校等」という。）と連携した支援をより一層推進できるよう、下記の取組へのご理解・ご協力をお願いする。

なお、（1）～（8）の詳細については別添 1 を参照すること。

（1）関係機関との連携の強化 ※児童発達支援・放課後等デイサービス

関係機関連携加算

障害児通所支援事業所が、個別の児童発達支援・放課後等デイサービス計画の作成又は見直しに関する会議を開催し、学校等と連携して当該計画を作成することや、当該計画の作成時以外における学校等との会議の開催等による障害児の心身の状況や生活環境等につ

いての情報共有を行うことを推進する。

学校等においては、「2. 教育分野における福祉との連携推進の取組」と一体的に運用することが望ましいことから、障害児通所支援事業所に対して、学校等での支援内容等について個別の教育支援計画を活用した情報共有等をお願いする。

(2) 将来の自立等に向けた支援の充実 ※放課後等デイサービス

通所自立支援加算

学校・居宅等と放課後等デイサービス事業所間の移動（公共交通機関の利用や徒歩等）について、自立して通所することが可能となるよう当該事業所の職員が付き添って計画的に支援を行うことを推進する。

学校等においては、下校の際に円滑に通所自立支援が行われるよう配意いただくようお願いする。また、放課後等デイサービスの求めに応じて当該児童の状況や学校等での支援内容等について個別の教育支援計画を活用した情報共有等をお願いする。

自立サポート加算

高校生等（2年生又は3年生を基本とする。）に対して、学校卒業後の生活に向けて、学校や地域の企業等と連携しながら、相談援助や体験等の支援を計画的に行うことを推進する。

学校等においては、放課後等デイサービス事業所による自立サポート計画の作成・見直しや支援の実施において必要な連携が図れるよう、学校等での支援内容等について個別の教育支援計画を活用した情報共有等をお願いする。

(3) 継続的に学校に通学できない児童への支援の充実 ※放課後等デイサービス

個別サポート加算（Ⅲ）

不登校の状態にある障害児が放課後等デイサービスを利用する場合に、学校及び家庭、その他関係機関等と協働で支援を行っていくことを推進する。具体的には、放課後等デイサービスが発達支援に加えて、学校と日常的に情報共有等を行いながら支援を行うとともに、不登校の状態にある障害児の家族に対する相談援助を丁寧に行う等、学校及び家庭との緊密な連携の下で支援を行うことを推進する。

学校においては、放課後等デイサービスが不登校の状態にある障害児やその家族への支援を行う場合に、情報連携や協働での対応など、緊密な連携をお願いする。

なお、本加算の運用詳細は、別添2を参照されたい。

(4) 強度行動障害を有する児への支援の充実

強度行動障害児支援加算

※児童発達支援・放課後等デイサービス

居宅訪問型児童発達支援・保育所等訪問支援

障害児入所施設（福祉型・医療型）

強度行動障害支援者養成研修（実践研修）を修了した職員が支援計画シート等に基づいて標準的な支援（※）を行うことを推進する。幼児期・学童期等の支援に当たっては、福祉と教育が、知的障害、発達障害の特性に応じて、共通の理解に基づき連携して一貫した支援を行うことや、障害特性のアセスメントや環境の調整に取り組むなど行動上の課題を誘発させない支援を提供していくことが重要である。

学校等においては、強度行動障害を有する児について、障害児支援利用計画と学校等が作成する個別の教育支援計画との連動の下、包括的に教育・支援が進められるよう支援にあたる事業所との緊密な連携をお願いする。

なお、令和5年度より、都道府県が実施する、標準的な支援を学ぶ強度行動障害支援者養成研修（基礎研修・実践研修）の受講対象者に特別支援学校教員等が含まれていることから、都道府県及び指定都市（以下「都道府県等」という。）の教育委員会及び学校等においては、当該研修への積極的な受講を推奨されたい。

※強度行動障害を有する児への支援は、知的障害や発達障害の特性等の個人因子と、どのような環境で強度行動障害の状態が引き起こされているのかという環境因子もあわせてアセスメントしていくことが重要となる。こうした個々の障害特性に応じて、環境要因を調整していく支援を「標準的な支援」という。

集中的支援加算

※児童発達支援・放課後等デイサービス
障害児入所施設（福祉型・医療型）

自傷や他害等、本人や周囲に影響を及ぼす行動が非常に激しくなり、現状の生活を維持することが難しくなった強度行動障害を有する児に対して、高度な専門性により地域を支援する広域的支援人材（都道府県等が選定）が事業所等を訪問して、当該事業所等と共に、個々の障害特性と生活環境をアセスメントし、個々の障害特性に応じた有効な支援方法の整理と環境調整等を集中的に行うことで、当該児の状態の改善を図ることとしている。また、集中的支援の実施後においても、地域において個々の障害特性に応じた支援が受けられる体制を構築することで、強度行動障害の状態を悪化させないための体制整備を図ることとしている。

学校等においては、広域的支援人材が、生活の維持が困難になった強度行動障害を有する児に対する支援等を効果的に実施できるよう、広域的支援人材の求めがあった場合に学校等での当該児の状況や支援内容等について個別の教育支援計画を活用した情報共有等をお願いする。

（５）インクルージョンの取組の推進 ※児童発達支援・放課後等デイサービス

保育・教育等移行支援加算

児童発達支援を利用する障害児の保育所や幼稚園等への移行に向けた取組や、放課後等デイサービスを利用する障害児の放課後児童クラブや放課後こども教室への移行に向けた取組を推進する。具体的には、児童発達支援や放課後等デイサービスの利用終了前の移行

予定先との協議や、利用終了後に、事業所の職員が、当該障害児の居宅等や、当該障害児の移行先を訪問し、幼児・児童・生徒の支援内容等について共有を行うことを推進する。

学校等においては、移行前後の事業者との連携と、児童発達支援・放課後等デイサービスからの情報を踏まえた円滑な移行と切れ目ない教育・支援の提供をお願いします。

(6) 保育所等訪問支援の充実

効果的な支援の確保・促進

効果的な支援の確保・促進を図る観点から、保育所等訪問支援事業所は、訪問先の学校等と連携して個別支援計画の作成・見直しを行うこととし、訪問先の学校等における効果的な支援を促進する。また、保育所等訪問支援事業所は、おおむね1年に1回以上、自己評価、保護者評価及び訪問先の学校等による評価の実施・公表を行うこととしており、これらの評価を受けて支援の改善を図ることとしている。

学校等においては、保育所等訪問支援事業所による個別支援計画の作成・見直しに当たっての連携や当該事業所への評価等への協力をお願いします。

ケアニーズ対応加算・多職種連携加算

保育所等訪問支援事業所に専門職員を配置し、ケアニーズの高い児童（重症心身障害児等の著しく重度の障害児や医療的ケア児等）への支援を進め、インクルージョンを推進する。

また、こどもの障害特性や状態に応じた適切な支援を行うために、職種の異なる複数人のチームでの多職種連携による支援を推進する。

学校等においては、ケアニーズの高い児童への保育所等訪問支援事業所と連携した支援の推進や、多職種のチームによる多角的なアセスメントや支援が必要な児童への保育所等訪問支援の積極的な活用をお願いします。

(7) 地域生活に向けた支援の充実 ※障害児入所施設（福祉型・医療型）

移行支援計画の作成・移行支援関係機関連携加算

令和6年4月の児童福祉法等の一部を改正する法律（令和4年法律第66号）の施行により、障害児入所施設は原則18歳未満、最長22歳までの利用となり、障害児入所施設は、15歳に達した入所児童について、移行支援計画を作成し、個々の状況に応じた丁寧かつ着実な地域生活に向けた移行支援を推進することが求められている。また、同法の施行により、都道府県等が、入所児童の地域生活への移行調整の責任主体であることが明確化されたことを踏まえ、協議の場を開催し、入所児童の障害児入所施設から成人期の生活への円滑な移行に向けた検討を行うこととされている。

学校等においては、障害児入所施設が移行支援計画の作成・見直しの際に開催する移行支援関係機関連携会議や、都道府県等が開催する協議の場に参加する等、障害児の移行支援に関する連携や、学校等での支援内容等について個別の教育支援計画を活用した情報共有等をお願いします。

(8) 相談支援の充実 ※障害児相談支援事業所

医療・保育・教育機関連携加算

障害児通所支援を利用する障害児については、「障害児支援利用計画」を作成し、その保護者が市町村に対し申請を行うこととされており、当該計画の作成に当たっては、様々な生活場面に沿って一貫した支援を提供すること、教育や医療等の関連分野に跨る個々のニーズを反映させることが重要である。このため、障害児が利用する病院等、学校等との日常的な連携体制を構築し、障害児の状態や支援方法の共有を行うことを推進する。

学校等が作成する個別の教育支援計画と障害児相談支援事業所が作成する障害児支援利用計画との連動の下、包括的に教育・支援を進めることが重要であり、学校等においては、相談支援事業所との密な連絡調整の一層の推進をお願いする。

2. 教育分野における福祉との連携推進の取組

教育分野においては、平成30年8月に施行された学校教育法施行規則の一部を改正する省令（平成30年文部科学省令第27号）により、特別支援学校に在学する幼児児童生徒、小・中学校の特別支援学級の児童生徒、小・中学校及び高等学校等において通級による指導が行われている児童生徒について、各学校が個別の教育支援計画を作成することとしているところである。同省令においては、各学校が個別の教育支援計画を作成するに当たっては、当該児童生徒等又は保護者の意向を踏まえつつ、医療、福祉、保健、労働等の関係機関等と当該児童生徒等の支援に関する必要な情報の共有を図ることとしており、引き続き学校と関係機関等との個別の教育支援計画を活用した情報の共有を促進することをお願いする。

なお、この取組を実施するに当たっては、「教育と福祉の一層の連携等の推進について」（平成30年通知）において示している、教育と福祉の連携を推進するための方策（①教育委員会と福祉部局、学校と障害児通所支援事業所等との関係構築の「場」の設置、②学校の教職員等への障害のあるこどもに係る福祉制度の周知、③学校と障害児通所事業所等との連携の強化）及び、「Ⅰ. 福祉分野における教育との連携推進の取組」の記述を参考として、一層の取組の促進をお願いする。

3. 教育と福祉の連携を推進する予算事業

国において、各自治体における教育と福祉の連携を推進する取組について補助事業（令和6年度予算及び令和5年度補正予算）を行っており、積極的な活用をお願いする。なお、各事業内容については別添3を参照すること。

(1) こども家庭庁

・地域障害児支援体制強化事業

児童発達支援センター等の中核的役割や機能の強化を図るとともに、地域全体で障害児に提供する支援の質を高め、障害児の支援体制の強化を図る。各自治体の支援体制の整備を進めるにあたっては、福祉部局（母子保健、子育て支援、障害福祉）と教育部局の相互連携に

配意いただくようお願いする。

- ・地域支援体制整備サポート事業

本年４月に施行された改正児童福祉法（児童発達支援センターの機能強化等）を踏まえた地域の障害児支援体制の強化等の取組が全国各地で進むよう、国や都道府県等による状況把握や助言等の広域的支援を進めることにより、地域の支援体制の整備を促進する。都道府県等においては、障害児支援と市町村の母子保健、教育等、こども施策関係部署との連携状況等を把握するとともに、市町村の支援体制等について助言・援助等を行う際には、福祉部局（母子保健、子育て支援、障害福祉）と教育部局の相互連携に配意いただくようお願いする。

（２）文部科学省

- ・家庭・教育・福祉の連携に関する調査研究事業

発達障害を含む障害のある児童生徒等への支援においては、学校と福祉関係機関等との連携を行うことが重要であることから、学校や教育委員会と福祉関係機関等との連携について、実態の把握や好事例の収集及び整理等を行い、先進事例等の横展開を図り、周知啓発を行う。

（３）厚生労働省

- ・家庭・教育・福祉連携推進事業

教育・福祉の連携を強化し、障害のあるこどもとその家族の地域生活の向上を図るため、家庭・教育・福祉をつなぐ「地域連携推進マネジャー」を市町村に配置し、教育と福祉の連携を推進するための方策として、教育委員会、福祉部局、学校、障害児通所支援事業所等の関係構築の場を設置することや教育委員会や福祉部局による合同研修を実施する。

- ・教育と福祉の連携を促進する要因調査と連携促進ツールの検討事業

発達障害をはじめ障害のあるこどもたちへの支援について、自治体の状況を把握し好事例や課題を収集・整理することにより、全国における支援や行政分野を超えた切れ目ない連携を推進する。

４．教育福祉連携を推進する研修等

「家庭と教育と福祉の連携『トライアングル』プロジェクト報告」（平成 30 年 3 月）を受けて『発達障害ナビポータル (<https://hattatsu.go.jp/>)』が創設されている。発達障害のあるご本人やご家族に向けた情報を中心に、その方々の暮らしを支える教育、医療、保健、福祉、労働の各分野に携わる方々が、互いの思いや取組を十分に理解し、これまで以上に連携を強化するための情報が掲載されている。

『発達障害ナビポータル』は、国立障害者リハビリテーションセンター（発達障害情報・支援センター）と独立行政法人国立特別支援教育総合研究所（発達障害教育推進センター）において共同運用されており、教育福祉連携のための研修ガイド・モデル研修動画として e ラーニングコンテンツが無料公開されているので、活用されたい。

※『発達障害ナビポータル』における教育福祉連携のための研修ガイド・モデル研修動画

https://hattatsu.go.jp/supporter/training_video_distribution/education_and_welfare_cooperation/model_training_video/

また、国立障害者リハビリテーションセンター秩父学園においては、「発達や行動が気になるお子さんを支援する支援者のサポート」を行っており、講師派遣による子どもの見立てや環境設定、ケース検討会への参加や、支援者セミナーの実施や秩父学園での実習機会の提供を行っているので、活用されたい。

※発達や行動が気になるお子さんを支援する支援者へのサポート

<http://www.rehab.go.jp/chichibu/support/>

5. 障害児福祉計画を踏まえた関係機関の連携体制の構築

都道府県及び市町村においては、障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成 18 年厚生労働省告示第 395 号。以下「基本指針」という。）に即して、令和 6 年度を始期とする第 3 期障害児福祉計画を定めることとされており、各自治体において、支援ニーズを把握し、障害児支援の提供体制の確保や支援体制の充実に取り組んでいただくこととしている。

基本指針においては、障害児のライフステージに沿って、地域の保健、医療、障害福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関が連携を図り、切れ目のない一貫した支援を提供する体制の構築を図ることとされていることから、こうした体制の構築について、平成 30 年通知における「教育委員会と福祉部局、学校と障害児支援通所事業所等との関係構築の「場」の設置について」を参考にしながら、各自治体において「連絡会議」などの機会を定期的に設けるなど、取組を進められたい。

6. 学校と放課後等デイサービス事業所等の連携に関する好事例の横展開

文部科学省において平成 28 年度から平成 30 年度に実施した「放課後等福祉連携支援事業」の成果報告について、令和 4 年度に事例集として取りまとめており、放課後等デイサービス事業と学校の連携等の取組について掲載している。学校と障害児通所支援事業所等の連携に当たっては、当該事例集を参考に、引き続き連携強化を図ること。

※放課後等福祉連携支援事業の成果報告

https://www.mext.go.jp/content/20230620-mext-tokubetu01-000030536_01.pdf

7. 参考資料

地域における教育と福祉の一層の連携等の推進については、下記の通知及び資料を参考にされたい。

- (1) 平成 30 年 3 月 29 日付け家庭と教育と福祉の連携「トライアングル」プロジェクトチーム
「家庭と教育と福祉の連携『トライアングル』プロジェクト報告 ～障害のある子と家族をも
っと元気に～」

https://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/micro_detail/__icsFiles/afieldfile/2018/06/11/1405916_02.pdf

- (2) 「教育と福祉の一層の連携等の推進について」(平成 30 年 5 月 24 日付け 30 文科初第 357 号
文部科学省初等中等教育局長、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)(平成 30 年
通知)

https://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/micro_detail/__icsFiles/afieldfile/2018/06/11/1405916_01.pdf

- (3) 「学校教育法施行規則の一部を改正する省令の施行について」(平成 30 年 8 月 27 日付け 30
文科初第 756 号文部科学省初等中等教育局長通知)

https://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/micro_detail/__icsFiles/afieldfile/2018/10/11/1409653_01.pdf

- (4) こども大綱(令和 5 年 12 月 22 日閣議決定)

https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/f3e5eca9-5081-4bc9-8d64-e7a61d8903d0/276f4f2c/20231222_policies_kodomo-taikou_21.pdf

- (5) こども未来戦略(令和 5 年 12 月 22 日閣議決定)

https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/fb115de8-988b-40d4-8f67-b82321a39daf/b6cc7c9e/20231222_resources_kodomo-mirai_02.pdf

- (6) 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針(平成 18 年厚生労働省告示第 395 号)(基本指針)

<https://www.mhlw.go.jp/content/12200000/001114930.pdf>

- (7) 令和 6 年度障害福祉サービス等報酬改定・各種加算の概要

<https://www.cfa.go.jp/policies/shougaijishien/shisaku/hoshukaitei>

【本件連絡先】

こども家庭庁支援局障害児支援課

TEL: 03-6771-8030(内線 145)

文部科学省初等中等教育局
特別支援教育課支援総括係
TEL：03－5253－4111（内線 3254）

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課
地域生活・発達障害者支援室 発達障害者支援係
TEL：03－5253－1111（内線 3045）